

津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱

平成18年1月1日

改正 平成20年6月1日
平成21年6月1日
平成22年4月1日
平成22年5月20日
平成23年4月1日
平成25年6月1日
平成28年6月1日
令和4年6月1日
令和8年6月1日

(目的)

第1条 この要綱は、本市が所掌する工事又は製造の請負等（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行うに当たり、その参加する者（以下「建設業者等」という。）に必要な資格を審査し、及び競争入札に参加させる建設業者等を公正に選定することに関し必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(資格審査等)

第2条 建設業者等の資格の審査は、次項及び第3項の規定によりこれを行うもののほか、次条の規定による適格審査によりこれを行う。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4及び第167条の11に該当する者は、これを競争入札に参加させることができない。

3 前項に定めるもののほか、経営状況が著しく不健全であると認められる者を競争入札に参加させないことができる。

(適格審査)

第3条 適格審査は、入札参加の資格審査に係る申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出したすべての建設業者等について、当該資格審査申請書及びその添付書類を基に競争入札の参加者としての適格性を審査するものとする。

(適格審査の方法)

第4条 前条の規定による適格審査については、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に定める方法によりこれを行うものとする。

(1) 土木一式、建築一式、舗装又は管 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書に基づく総合評定値（以下「客観点数」という。）及び各建設業者等の技術力、施工能力等を評点化した数値（以下「主観点数」という。）との合計点数により採点する。

(2) 前号に掲げる業種以外の業種 客観点数により採点する。ただし、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に係る申請のない者については、能力審査（同項に規定する経営事項審査に準じた施工能力、施工実績及び経営内容状況に係る審査をいう。）により採点する。

2 前項第1号の主観点数は、次に掲げる数値の合計点数とする。

(1) 前年度の工事（前年の4月1日からその翌年の3月31日までに完成し、検査の完了した工事をいう。以下同じ。）について、工事成績を評点化した数値

(2) 前年度の工事について、施工体制の点検結果を評点化した数値

(3) 前年度における指名停止に係る期間を評点化した数値

(有効期間)

第5条 津市競争入札参加資格者名簿の有効期間は、6月1日から翌年の5月31日までとする。

(競争入札における建設業者等に必要な資格に係る要件)

第6条 令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める資格に係る要件は、次に掲げるもののほか、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(1) 法第3条第1項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）を受けていること。

(2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受け、経営に関する客観的事項の年平均完成工事高（建設コンサルタント等にあつては、資格審査申請書に記載された営業収入金額）を有していること。

(3) その競争入札における建設工事等の業種に応じた技術者を有すること。

(4) その競争入札における建設工事等の業種について津市競争入札参加資格者名簿の希望業種欄に登録されているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が建設工事等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項に規定する資格に係る要件については、同項の規定によらないことができる。

- (1) 特殊な機械器具を購入し、又は設置するとき。
- (2) 特殊な工法、技術又は機械を必要とするとき。
- (3) 材料が特殊な製品であるとき。
- (4) 数年度にわたり継続して施工するとき。
- (5) 災害時における応急の工事等であるとき。
- (6) 他の工事と密接な関連のあるとき。
- (7) 工法上特に品質保持及び施工管理を必要とするとき。
- (8) その他市長が特に必要があると認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、津市優良建設工事請負業者表彰要綱（平成18年津市訓第167号）の規定により表彰を受けた者に係る別表第1又は別表第2の規定の適用については、当該表彰を受けた年度の6月1日から起算して1年間に限り、当該表彰の対象となった建設工事等の次の各号に掲げる業種の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

- (1) 土木一式、建築一式、舗装又は管 その業種について、別表第2におけるその者の属する区分のほか、その直近上位の区分に規定する資格を有する者として取り扱うこと。ただし、格付基準における総合点以外の資格要件を満たさない者にあつては、この限りでない。
- (2) 前号に掲げる業種以外の業種 その業種について、別表第1に規定する実績を有する者と同等の資格を有する者として取り扱うこと。

（一般競争入札における建設業者等に更に必要な資格）

第7条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該一般競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、令第167条の5の2の規定に基づき、当該一般競争入札に参加する建設業者等につき、更に必要な資格を定めることができる。

（建設業者等の指名の基準等）

第8条 市長は、令第167条の12第1項の規定による建設業者等の指名をするに当たっては、その建設工事等1件につきおおむね8者以上の建設業者等を基準としてこれを行うものとする。

2 市長は、令第167条の12第1項の規定による建設業者等の指名をするに当

たっては、当該建設業者等に関し、次に掲げる事項に留意するほか、別表第3に定めるところにより、これを行うものとする。

- (1) 経営及び信用性の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 手持工事等の状況
- (4) 工事等に係る技術的適性の有無
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(指名競争入札における意思確認等)

第9条 市長は、令第167条の12第1項の規定により、指名競争入札に参加させようとする建設業者等を指名した場合において必要があると認めるときは、当該指名競争入札への参加の意思の有無を確認することができる。

(資格要件及び選定案の作成及び審査等)

第10条 令第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに第167条の11第2項に規定する一般競争入札及び指名競争入札に参加する建設業者等に必要な資格に係る要件（以下「資格要件」という。）並びに令第167条の12第1項の規定による指名競争入札に参加させようとする建設業者等の指名に係る選定の案件（以下「選定案」という。）は、調達契約課長がこれを作成するものとする。この場合において、調達契約課長が必要であると認めるときは、工事等に係る担当の課長等から意見を聴取することができる。

2 調達契約課長は、前項の規定により資格要件又は選定案を作成した場合は、速やかにこれを技術審査部会（津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号。以下「訓」という。）第9条に規定する技術審査部会をいう。以下同じ。）の審査に付すものとし、技術審査部会における技術的な事項の承認を得た後に、当該資格要件又は選定案に関し総務部長の承認を得るものとする。

3 総務部長は、当該資格要件又は選定案に関し承認したときは、速やかにこれらを委員会（訓第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会をいう。以下同じ。）の審査に付するものとする。この場合において、総務部長は、必要があると認めるときは、当該資格要件又は選定案に意見を付すことができる。

4 市長は、前項の規定により令第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加する建設業者等に必要な資格に係る要件が委員会の審査において承認された場合において、その承認について妥当であると認めるときは、別に定める期間内に当該要件に関し令第167条の6第1項の規定による公告をし、当該一般競争入

札に参加しようとする建設業者等を募集するものとする。

(一般競争入札に係る資格要件による審査)

第11条 調達契約課長は、一般競争入札への参加の申込みをした建設業者等について、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加する建設業者等に必要な資格に係る要件に適合すると認めるときはこれを総務部長の承認を得て速やかに委員会の審査に付するものとし、当該要件に適合しないと認めるときはその旨をその理由を付して委員会に報告するものとする。ただし、津市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領（平成20年6月1日施行）第2条に規定する入札に係る資格要件の審査については、この限りでない。

(委員会の運営)

第12条 調達契約課長は、委員会の審査に付すべき事項について、総務部長の承認を得て必要な資料を委員会に提出するものとする。

2 委員会の会議に付すべき議案については、その都度その委員に配付するものとし、当該会議の終了後、直ちに回収して廃棄するものとする。

(特例)

第13条 次の各号のいずれかに該当する建設工事等に係る指名競争入札については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、津市競争入札参加資格者名簿に登載されない者を当該指名競争入札に参加させようとする者として選定することができる。

(1) 第6条第2項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までのいずれかに該当する建設工事等

(2) 特殊な事情のため、他の官公庁から委託を受け、又は本市の事務事業と密接な関連のある建設工事等

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、平成18年度の適格審査については、同条第2項第1号及び第2号は適用しない。この場合において合併前の市町村の指名停止に

引き続いて行われた指名停止については、合併前の指名停止に係る期間を通算する。

- 3 第6条第1項第2号の規定は、平成18年5月31日までに行われる競争入札については、合併前の津市競争入札参加資格者名簿に登載された建設業者等の参加資格者以外の地域に本店（本社）を有するものには適用しない。
（資格要件及び選定案、一般競争入札に係る資格要件並びに委員会の審査に付すべき事項の承認の特例）

附 則（平成20年6月1日）

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月1日）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月20日）

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日）

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告を行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月1日）

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告を行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月1日）

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

- 2 改正後の津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行

の日以後に公告を行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 6 月 1 日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この要綱の施行の日以後に公告を行う一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査について適用し、同日前に公告を行った一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

業 種	要 件
土 木 一 式 建 築 一 式 舗	別表第2のとおり
管	
とび・土工・コ ンクリート	フェンス 安全施設 上記以外の工事 等
し ゅ ん せ つ	過去15年間に於いて、元請け又は下請けとして官公庁等が発注した工事等で当該競争入札に係る工事等と類似する工事等の経歴のある者について別表第2のとおり
鋼 構 造 物 機 械 器 具 設 置 電 気 通 信 さ く 井 水 道 施 設 清 掃 施 設	過去15年間に於いて、元請けとして官公庁等が発注した工事で当該競争入札に係る工事と類似する工事の経歴のある者について別表第2のとおり
大 工 左 官 石	別表第2のとおり
屋 根 電 気	
タイル・れんが・ブロック	
鉄 筋	
板 金	
ガ ラ ス	
塗 装	
防 水	
内 装 仕 上	
熱 絶 縁	
造 園	
建 具	
消 防 施 設	
解 体	
土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 地 質 補 償 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 測 量	なし

備考

- 1 上記に掲げる要件は、一定の共通基準を表すもので、その建設工事等ごとに必要と市長が認める場合は、別途条件を付することができる。
- 2 工事等とは、工事、設置の委託及び修繕をいう。

別表第2（第6条関係）

土木一式

区分	設 計 金 額	格 付 基 準
A 1	6,000万円以上	(1) 総合点が850点以上 (2) 年平均完成工事高が1億5,000万円以上 (3) 特定建設業の許可 (4) 1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士（土木）3人以上
A 2	6,000万円以上 1億5,000万円未満	(1) 総合点が800点以上 (2) 年平均完成工事高が6,000万円以上 (3) 特定建設業の許可 (4) 1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士（土木）2人以上
B	2,500万円以上 6,000万円未満	(1) 総合点が700点以上 (2) 年平均完成工事高が2,500万円以上 (3) 2級建設機械施工技士若しくは2級土木施工管理技士（土木）又はこれらの者と同等以上の者と認められる者1人以上
C	750万円以上 2,500万円未満	(1) 総合点が600点以上 (2) 年平均完成工事高が750万円以上
D	750万円未満	上記以外の者で年平均完成工事高を有するもの

建築一式

区分	設 計 金 額	格 付 基 準
A	6,000万円以上	(1) 総合点が800点以上 (2) 年平均完成工事高が6,000万円以上 (3) 特定建設業の許可 (4) 1級建築施工管理技士（建築）又は1級建築士2人以上
B	2,500万円以上 6,000万円未満	(1) 総合点が650点以上 (2) 年平均完成工事高が2,500万円以上 (3) 2級建築施工管理技士（建築）若しくは2級建築士又はこれらの者と同等以上の者と認められる者1人以上
C	750万円以上 2,500万円未満	(1) 総合点が550点以上 (2) 年平均完成工事高が750万円以上
D	750万円未満	上記以外の者で年平均完成工事高を有するもの

舗装

区分	設計金額	格付基準
A	1,500万円以上	(1) 総合点が650点以上 (2) 年平均完成工事高が1,500万円以上 (3) 2級建設機械施工技士若しくは2級土木施工管理技士(土木)又はこれらの者と同等以上の者と認められる者1人以上
B	500万円以上 1,500万円未満	(1) 総合点が550点以上 (2) 年平均完成工事高が500万円以上
C	500万円未満	上記以外の者で年平均完成工事高を有するもの

管

区分	設計金額	格付基準
A	1,500万円以上	(1) 総合点が750点以上 (2) 年平均完成工事高が1,500万円以上 (3) 2級管工事施工管理技士又はこの者と同等以上の者と認められる者1人以上
B	500万円以上 1,500万円未満	(1) 総合点が550点以上 (2) 年平均完成工事高が500万円以上
C	500万円未満	上記以外の者で年平均完成工事高を有するもの

土木一式、建築一式、舗装及び管以外の業種(測量、地質及びコンサルタントを除く。)

区分	設計金額	格付基準
A 1	全て	年平均完成工事高が1,000万円以上
A 2	1,000万円未満	年平均完成工事高を有する者

備考

- 1 総合点とは、客観点数と主観点数とを合計した数値をいう。
- 2 年平均完成工事高とは、審査基準日が前々年の10月1日からその前年の9月30日までに該当する総合評定値通知書(当該審査基準日以後に合併、分割又は建設業の譲受(以下「合併等」という。)を行った建設業者等が合併等の期日を審査基準日とする総合評定値通知書を市長に提出した場合は、当該通知書)記載の当該業種に係る年平均完成工事高をいう。
- 3 特定建設業の許可は、当該年度の5月1日現在において当該許可を受けてい

る者を対象とする。

- 4 第4条の規定により業種の区分に登載されたものの所在地は、5月1日現在のものとする。
- 5 技術者の数は、審査基準日が前々年の10月1日からその前年の9月30日までに該当する総合評定値通知書（当該審査基準日以後に合併等を行った建設業者等が合併等の期日を審査基準日とする総合評定値通知書を市長に提出した場合は、当該通知書）記載の当該業種に係る技術職員数をいう。

